

基本目標 4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築

本県には、ブナの天然林をはじめとする原生的な自然環境とともに、生活との関わりの中で育まれてきた里地里山などの多様で美しい自然環境があり、地域に固有の生活文化や豊かな生態系を形成してきました。

自然環境を巡っては、開発や過剰な採取による生物種の絶滅や生態系の破壊、過疎化・高齢化に伴う人間の活動の縮小による里地里山の劣化、外来種やイノシシ、ニホンジカの分布拡大等による人の生活等への被害発生や生態系のかく乱、地球温暖化等の気候変動による生態系全体の変化など、複合的で深刻な課題を抱えています。

自然の復元能力には限界があり、本県の恵み豊かな自然環境は現在及び将来の県民の生活、産業及び文化を支える基盤であることから、これを慈しみ、育み、活かしながら、良好な状態で将来の世代に継承できるようにしていくことがより求められています。



チングルマと中岳（朝日連峰）
（撮影 庄司光幸氏）



御所山のブナ林
（撮影 成田琳太郎氏）



飛島

1 「やまがた百名山」と山岳資源の魅力向上の取組み

- 本県には、気軽にトレッキングが楽しめる山岳から本格的な登山者を魅了する山岳まで、各地に自然を満喫できる貴重な山岳資源があり、豊かな山の恵みや食文化、自然にまつわる地域文化など、観光資源としても高いポテンシャルを有しています。こうした本県の山岳資源を活かし、魅力向上や受入態勢の充実等を推進し、山岳観光の拡大や自然環境に対する理解の促進に結び付けていきます。
- 「山の日（8月11日）」の制定を契機として、平成28年度に、県民から親しまれ、愛されている山を募集し、その中から、「やまがた百名山」を選定しました。地域の宝である山に光を当て、健康増進とともに、山の魅力を認識し愛着を高め、その魅力を発信することで、山岳観光の振興につなげていきます。

①応募状況

- ・応募数：一般応募 908、市町村推薦 28
- ・延べ応募山数：一般応募 2,644、市町村推薦 130
- ・応募実山数：244

②選定結果

県内の山岳・観光関係者で構成する「やまがた百名山選定委員会」において、以下の項目を総合的に勘案し選定。

- ・利用状況：登山やウォーキング等の利用状況、周辺観光施設等の有無
- ・地域との関わり：保全活動やレクリエーション活動等の状況、生活の密着度（信仰等）
- ・紹介したい魅力：優れた風景や眺望、地形や山容、巨木や植物群落等、歴史的な魅力

- ・第1次選定分：50座（公表日：平成28年8月2日）
熊野岳、面白山、御所山（船形山）、月山、鳥海山、祝瓶山ほか
- ・第2次選定分：50座（公表日：平成29年3月29日）
山形神室岳、火打岳、竜馬山、大高根山、天狗角力取山、一念峰ほか

③やまがた百名山応募写真の優秀作品の選定

- ・写真応募状況：応募者数60名、応募山数70座、応募作品数264点
- ・選定経緯と結果：やまがた百名山選定委員会において優秀な10点を選定



鳥海山（撮影 飯野昭司氏）



一念峰（撮影 坂野好氏）



県山岳情報ポータルサイト
※「やまがた百名山」を全て掲載しています

2 「里の名水・やまがた百選」の選定

- 水環境を大切にする心と郷土愛を育むとともに、観光資源としての活用につなげ、もって地域の活性化を図ることを目的として、地域の人々に育まれてきた優れた湧水等を「里の名水・やまがた百選」として県が選定し県内外に広く紹介する事業を平成27年度から実施しています。
- 県内にある湧水及び湧水を水源とする水域で、良好な水質と水量を有し、地域住民等による保全活動が行われているものに加えて、地域での湧水の利用状況や親水性、故事来歴、自然景観などを総合的に評価します。名水に選ばれた湧水には選定書を交付するとともに、パンフレットや県ホームページで広く紹介しています。
- 平成28年度は次の10箇所の湧水を選定し、平成27年度からの累計で8市7町の23箇所の湧水を名水として選定しました。

<平成28年度に選定した名水>

- ①龍神水（りゅうじんすい／山辺町）
- ②亀ノ子（かめのこ／山辺町）
- ③五番御神酒（ごばんみき／山辺町）
- ④五本樋（ごほんどよ／朝日町）
- ⑤イカゴの清水（いかごのすず／大石田町）
- ⑥薬師様の水（やくしさまのみず／最上町）
- ⑦慶次清水（けいじしみず／米沢市）
- ⑧ブナしずく（ぶなしずく／小国町）
- ⑨郷清水（ごうしみず／鶴岡市）
- ⑩檜の木立長寿の名水
（ならのきだちちょうじゅのめいすい／尾花沢市）



龍神水（山辺町）



五本樋（朝日町）

県ホームページ：

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenery/050014/meisui/meisui.html>

3 野生鳥獣管理の推進と計画策定、新規狩猟者の確保・育成支援

- 鳥獣は、自然環境の重要な構成要素であり、生物の多様性の保全を図るため適切な保護を必要とする一方で、人の生活や産業活動に対して被害を及ぼす面があり、人と鳥獣のあつれきの軽減のための措置を講じていく必要があります。
- 鳥獣による被害が深刻化している要因としては、鳥獣の生息域の拡大、個体数の増加等が考えられ、それらの主な原因として、農山漁村の過疎化、高齢化等による里地里山等での人間活動の低下から、鳥獣の隠れ場所やえさ場となる耕作放棄地が増加し、狩猟による捕獲圧（野生生物の捕獲により、生息数を抑制すること）が低下したことが指摘されています。
- 県では、平成28年度に、鳥獣保護管理法に基づく「山形県第12次鳥獣保護管理事業計画」を策定し、鳥獣保護区における狩猟禁止等による鳥獣の保護を行うとともに、第二種特定鳥獣の捕獲の許可基準等を定め、鳥獣の適正な管理に向け取り組んでいます。また、ツキノワグマ、ニホンザル及びイノシシについて、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、捕獲等により生息数や行動域が適正なものとなるよう、個体数調整の取組みを進めています。
- 高齢化等による狩猟者の減少を受け、新たな担い手の確保・育成の取組みとして、狩猟免許取得を目指す方への講習会や狩猟の魅力を伝える普及セミナーの開催、銃等の購入費用に対する助成等を行ってきました。こうした取組みにより、平成28年度の狩猟免許試験合格者は296人と平成22年度の43人から大幅に増加しました。また、一般社団法人山形県猟友会の会員数（平成28年度末1,460人）も37年ぶりに増加に転じた平成27年度に続き、2年連続で増加しています。

4 やまがた緑環境税の評価・検証

- やまがた緑環境税は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、平成19年4月から導入しています。

森林がもたらす様々な恩恵は県民全てが享受していることから、できるだけ多くの県民に広く公平に負担いただくという考え方にに基づき、県民税均等割に一定の割合を上乗せする超過課税方式を採用し、税額は、個人が年額1,000円、法人が資本などの額に応じて年額2,000円～80,000円（法人県民税均等割額の10%相当額）を納付いただいています。
- 平成28年度には、やまがた緑環境税条例に基づき、条例の施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案して「やまがた緑環境税の評価・検証」を行いました。課題として「荒廃のおそれのある森林が依然として多く存在していること」や「森づくり活動のさらなる支援が必要なこと」、「認知度向上が必要なこと」などがあげられ、現行の税額・税率を維持することとし、さらに5年を目途として検討する改定を行っています。
- 平成28年度の税収は、約6億6,900万円で、荒廃のおそれのある人工林の間伐や病害虫による被害木の伐採、再生林の推進、間伐材を合板やバイオマス燃料などに利用するための搬出の支援、地域住民、NPO、市町村、企業などによる森づくり活動への支援、森林・自然環境学習の推進などの事業に活用しました。

森のホームステイ
(森のドングリを育て森にかえす活動)

県ホームページ：
[http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/
050011/midorikannkyou/kankyousei.html](http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050011/midorikannkyou/kankyousei.html)

